平成２４年（フ）第７９号
北海道苫小牧市音羽町１丁目15番19号
破産者　橋田　秀明
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市見山町４丁目13番14号　清湖荘
破産者　内山　則男
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５２号
福島県田村市常葉町久保字百目木120番地２
破産者　吉田きよ子
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
横浜市青葉区市ケ尾町1167番地２　コーポ蕪木201、開始決定時の住所横浜市青葉区市ケ尾町1169番地７　野村ステイツ市ケ尾405号
破産者　吉村　幸博
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目１番地１　Ａ―103
破産者　大倉哲司朗
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
名古屋市名東区高針１丁目1711番地サンハイツ幸楽502号室、住民票上の住所愛知県犬山市大字犬山字南古券42番地２
破産者　伊藤　一喜
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０１号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町１丁目20番地５
破産者　森井　正幸
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６３０号
愛媛県東温市見奈良1243の２　松山刑務所内、住民票上の住所大阪市旭区清水２丁目21番19号イルフィオーレ304
破産者　伊藤　一矢
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
大阪府羽曳野市野々上３―445―６　プロムナードみささぎ304号室、住民票上の住所大阪府富田林市南大伴町２丁目２番５号
破産者　原田　和宏
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
大阪府松原市阿保５丁目６番４―404号、前住所大阪府松原市別所７丁目９番３―202号
破産者　賀数めぐみ
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
堺市南区深阪南210番地　ヒルズ深阪南202号、前住所堺市南区竹城台１丁１番３―1130号
破産者　小林住建こと　小林收一郎
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
堺市堺区柏木町４丁２番８号　柏木文化１―１、開始決定時の住所堺市堺区楠町４丁２番11号　西村マンション201号
破産者　内海　良太
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
堺市堺区香ヶ丘町１丁３番33号
破産者　福地　眞得
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
堺市堺区中安井町１丁４番10―511号、前住所堺市堺区大浜北町１丁５番８―402号
破産者　Ｂｌｕｅ　Ｌｅａｆこと　東園　愛美
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４４号
神戸市灘区灘南通５丁目１番23―104号
破産者　川端　年昭
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―211号、前住所兵庫県西宮市東町１丁目10番５―301号
破産者　後藤　祥文
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３３号
兵庫県赤穂市新田６番地　浮田アパート５
破産者　前田　一代
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目29番６号
破産者　廣瀬　　薫
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６２号
青森県十和田市大字深持字佐々木平121番地３
破産者　豊坂　由紀
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部